

昭和49年度一般会計予算 7億円超の大型に

重点施策は 統合小建築・福祉増進・環境整備・産業振興

統合小建築・福祉増進・環境整備・産業振興



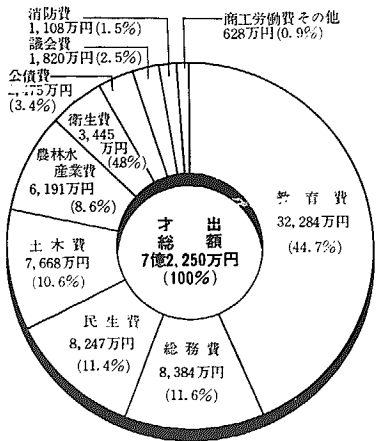
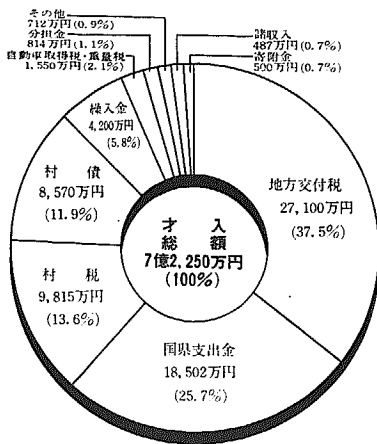
(施政説明の村長)

本年度の国家予算の総額は十七兆九千九百四十九億円で前年度と比較し、十九・八％増に止まり大きな落ちこみを示してありますが、これは我が国の経済が物価の異状事態、加えて石油をはじめとする資源問題等の供給力不安という極めて困難な事態に直面していることに鑑み、当面最大の課題である経済の正常化を、速やかに達成する見地から国民生活の安定と、福祉の充実に対応しつゝ、物価の早急な安定

を期すため総需要抑制に最大の力を点がおかれています。このため特に公共事業の圧縮、既定長期計画の進展調整と新規事業の繰延べ等々の緊縮政策がとられ、少なからず地方財政に大きく影響するところは必然的であり、

さきに発表した地方財政計画は、国家予算の規模とほぼ同額であるが、その中で地方債の伸びが極めて低く、一般単独事業費等は厳しく規制されており、地方交付税については、前年度に比べ十七・四％伸びているものの、従来にない低率である。しかもこの中に土地開発基金および物価変動に対応する財政調整基金も含まれており、実質一般財源に充当できる伸びは概ね十％程度であります。

以上国家予算の性格および地方財政計画等の状況を考慮し、



投資的及び臨時的経費

総務費	庁用備品、庁舎修理、選挙費、統計費交通安全施設外	5,013千円
民生費	保育所備品	1,391
保健衛生費	ごみ消却施設外	4,186
農林水産業費	機械銀行、野菜団地、畑作パイロット、畜産団地、農道整備、水路改良外	41,229
商工費	産育資金、商工振興外	3,110
土木費	道路改良舗装、潤滑、都市下水道、都市街路、備品外	55,314
消防費	防火水槽、ポンプ、ホース	4,000
教育費	統合小建築費、小学校備品等、中学校備品等、公民館備品外	264,554
計		378,797

物価高、物不足に対処 村民生活安定対策懇談会開く

昨年秋のいわゆる石油危機によって波及した、物価の急上昇、物不足状態は、私たちの生活に大きな不安を招きました。その後、生活物資の不足は解消されたものの、物価の上昇は依然として続いている状態です。石油製品の価格決定によつて、物価問題は新しい段階をむかえることは否定できなく、私たちのくらしは一体どうなるのか不安は少しもかたまりません。

村では、これら生活問題の不安などに対処するため、さる二月「村民生活安定対策会議」を発足させました。

この対策会議は、役場内機構で、助役を議長とし、収入役、教育長のほか各課長等で構成されており、会議の主旨は、総務課が当たっています。又、さる三月一日は、村内各層からなる「村民生活安定対策懇談会」を開き、物資の流通や価格等の意見交換をしまし



を前にした農業資材の供給不安と備上り、特に家畜の飼料高騰による畜産農家の破綻状況等の深刻な実状。学校給食が二か月で三十万円の大幅赤字に転落、教材用紙の不足等々、切実な訴えが相次いでいます。供給関係については極めて必要量は確保されており、ひところの物不足はなくなり、価格は一部下り始めたものの、今後は一般的に値上りは避けられないとのことでした。又、灯油、プロパン、ちり紙等の標準価格は守られて販売しているようでした。

そのほか、私たちの生活態度も、時代の変化に対応するため、あらゆる面で「見直し」をし、「物を大切にしよう」ということをみんなが家庭の中から実践し、消費のありかたについても、発達の転換が必要であることが提議されました。なお、この懇談会は情勢に応じて随時開催することとしています。

各種援助を考慮 精神薄弱児(者)に手帳が

県では、今年度から精神薄弱児(者)の福祉の増進に資するため「療育手帳」を交付するようになりました。これによつて精神薄弱児(者)に対する一貫した指導相談、精神薄弱者更正相談所等で行なうこれらの方を対象に実施される援助措置(例えば、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済、所得控除住民税の控除等)を受けることができます。

◎狂犬病の予防注射◎

今年度春の狂犬病予防注射を次により実施しますので、生後三か月以上の犬を飼っている方は、必ず予防注射をうけてください。犬を飼っている登録者、予防注射をしないと、三万円以下の罰金、放し飼いは、一万円以下の罰金、又は科料に処せられます。

月日	場	所	時	間
4・25 (木)	沢海	稚蚕飼育所前	10:00	—11:00
		小杉農協支所前	12:00	—1:00
		木津水戸口集会所前	10:00	—11:00
		横越役場前	12:00	—1:00

◎手数料 畜犬登録300円、予防注射400円と
印鑑持参。

印鑑持参のうえおいでください。児童相談所、又は精神薄弱者更正相談所で、「精神薄弱者」と判定されたもの。